

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十三年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請のあった年月日</p>
<p>特定非営利活動法人あゆみ作業所</p>	<p>千坊 可奈 男</p>	<p>広島県三原市久井町和草三〇六番地</p>	<p>この法人は、三原市及びその近郊に居住する障害者（児）に対して、地域で自立した生活ができるように、相談及び助言など具体的な指導、支援活動に関する事業を行い、レクリエーション、広報事業、障害者（児）本人による様々な活動の支援事業を実施し、安心して暮らせる地域づくりを行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の変更 ・附則の追加 	<p>平成二十三年 一月一日</p>
<p>特定非営利活動法人ヒロシマ文化・健康センター</p>	<p>重森 正樹</p>	<p>広島県広島市東区光町二丁目九番二二一六〇一号</p>	<p>この法人は、不特定多数の人々に対して、文化財の調査、保存、普及活動及び健康増進に関する事業を行い、地域社会、文化、福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名称の変更 ・目的の変更 ・特定非営利活動の種類の変更 ・事業の変更 ・会員種別の変更 ・役員選任等条項の変更 ・役員解任条項の変更 ・総会権能の変更 ・総会議長条項の変更 ・総会議事録条項の変更 ・理事会権能 	<p>平成二十三年 二月一日</p>

の変更 ・理事会議長 条項の変更 ・理事会議決 条項の変更 ・事務局の設 置条項の変更 ・残余財産の 帰属先の変更 ・附則の追加